

令和6年度西遠都市圏総合都市交通体系調査業務委託 特記仕様書（案）

第1章 総則

第1条（適用）

本仕様書は、静岡県及び浜松市が共同して実施する「第5回西遠都市圏総合都市交通体系調査」について、静岡県及び浜松市がそれぞれ受託者に業務委託する「令和6年度西遠都市圏総合都市交通体系調査業務委託」に適用する。

本業務は、契約書、設計図書、本仕様書に基づき実施しなければならない。

なお、本仕様書に記載のない事項については、静岡県土木工事関連業務委託共通仕様書及び協議によるものとする。

第2条（目的）

西遠都市圏では、第4回総合都市交通体系調査（平成19年～21年）から概ね10年が経過し、社会情勢をはじめ都市圏構造や都市圏内インフラ整備の進展など、都市圏を取り巻く状況が大きく変化しており、これらの変化に対応した総合的な都市交通体系の見直しが必要になっている。

このため、これら状況の変化及び現状と将来の交通網の問題点を把握した上で、これまでの計画を検証し、財政的諸制約条件下で実現性・実効性があり、住民への情報公開に対応し、公共交通施策・交通需要管理等の新たな施策も加味した総合都市交通計画を策定する。

なお、令和6年度は、令和5年度西遠都市圏総合都市交通体系調査の集計データや交通行動モデルを基に現況分析や将来推計を行い、将来交通ネットワークにおける課題を整理し、将来交通ビジョンを踏まえた都市交通マスタープランを策定する。

第3条（管理技術者等）

受託者は、業務委託の技術上の管理を行う管理技術者等を定め、発注者に通知するものとする。

第4条（契約方法）

本業務は、静岡県及び浜松市同一の目的、調査項目であることから、縣市合同で調査を実施する。調査業務設計額は、業務全体相当額の10分の4を静岡県、10分の6を浜松市とし、個別に契約する。

なお、業務の進捗管理、協議、打合せ等は静岡県及び浜松市の合同で行い、業務の検査等は静岡県及び浜松市がそれぞれ行う。

第2章 業務の内容

第5条（調査対象圏域）

調査対象圏域は以下の6市1町とし、都市計画区域外を含む全域とする。

6市1町：浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、菊川市、森町

第6条（調査の内容）

1 休日の交通行動モデルの構築・推計

(1) 交通需要推計モデルの構築

平日と休日の交通行動の違いを把握するため、令和4年度に取得した休日調査票を基に、休日の交通行動モデルの構築を行う。交通需要推計モデルは、1日の活動と交通行動とが連動して評価可能なアクティビティベースモデルとする。

(2) 現況再現性の検証

(1)で推定したモデルを用いて、1日の交通行動のパターンや交通需要等に関する現況再現性の検証を行い、本調査で利用する交通需要推計モデルを構築する。

モデルが現況をより再現できるようにするために、(1)で推定したモデル（シミュレーション）のキャリブレーション（もしくはチューニング）を行う。

(3) 現況推計の実施

(1)、(2)で構築したモデル（シミュレーション）を活用して、中ゾーンや小ゾーンレベルの交通需要の現況推計を行い、過年度で整備した現況道路ネットワークデータにて交通量配分を行う。

2 現況分析

(1) 現況交通分析

平日及び休日の交通行動モデルを用いて以下のとおり実施するものとする。

ア 集計項目の検討

（仮称）暮らしとモビリティビジョンの策定を前提とした、計画目標、都市の将来像を検討するために必須の情報を得ることを目的に、都市圏構造や土地利用の変化、交通実態の変化など、都市交通の現況を把握するための集計項目を整理する。

イ 評価指標の整理

アで設定した集計項目を、PT調査の結果や現況推計の結果をもとに集計分析を行い、評価指標として整理する。

(2) 補完調査の分析

企業調査の結果を用いて、働き方や通勤交通の実態を把握するための集計項目を整理し、調査結果を用いて集計分析を行う。また、過年度入手したビッグデータをもとに域外居住者の行動分析を行う。

(3) 現況課題の整理

現況交通分析及び補完調査の分析結果から、土地利用や交通等の観点からみた

都市圏が抱える問題を整理し、課題を設定する。なお、課題の設定にあたっては、別途、浜松市が実施している三方原・都田地域の事業所調査の分析結果も踏まえ、設定する。

3 将来推計

(1) 現況推移型将来推計の実施（平日及び休日の交通行動モデルにより推計）

現在のトレンドのまま同じ都市構造及び交通施策が将来に移行した場合（以下、現況推移ケース）の将来推計を行う。

国立社会保障人口問題研究所の将来人口推計及び将来の開発見込みを考量した都市圏の将来人口フレームと、実現が見込まれる将来の交通ネットワークや交通施策を設定し、令和5年度に構築したアクティビティベースドモデルを用いて交通需要推計を実施する。併せて、趨勢の道路ネットワークデータ（現況道路ネットワークに趨勢年次までに整備されることが見込まれる区間を追加したもの）にて交通量配分を行う。

(2) 集計分析及び評価指標の算出

2-(1)で設定した集計項目の集計分析を実施し、評価指標を算出する。

(3) 将来課題の整理

3-(1)，(2)の結果から、2-(3)で設定した課題の状況の変化を考察し、将来における問題を抽出し、課題を設定する。

4 外的シナリオ分析

(1) 外的シナリオの設定

将来の現況推移ケースの推計結果を踏まえつつ、公共交通サービスの低下の外的シナリオの設定を行う。外的シナリオは、現況推移ケースの設定をベースとして、人口フレーム、交通サービスレベル、アクティビティベースドモデルの設定条件等に修正を加えたものとする。

外的シナリオは現況推移ケースとは別に1ケースを設定する。

(2) 外的シナリオの評価

4-(1)で設定した外的シナリオをもとに、交通需要推計モデルを用いて将来交通需要の推計を行い、過年度で整備した道路ネットワークデータにて交通量配分を行う。

また、2-(1)で設定した集計項目の集計分析を実施し、評価指標の算出を行う。

(3) 結果とりまとめ

現況、現況推移ケース、他1ケースの外的シナリオで算出された評価指標の比較を行い、都市交通等への影響や効果の整理を行う。

5 (仮称)暮らしとモビリティビジョンのまとめ

(1) 基本方針

現況及び将来の課題や外的シナリオの推計結果を踏まえ、都市圏交通の基本方針の設定を行う。

(2) 将来像

概ね 20 年後を目標年次とし、都市および交通の観点から目指すべき姿（暮らしとモビリティのイメージ）、交通サービス水準の考え方、空間的な構造（都市での活動軸と拠点と圏域の考え方）等を設定する。

(3) 交通施策の提案

ア 骨格的な交通ネットワークの設定

望ましい都市圏の将来像に基づき、骨格交通ネットワークを設定する。骨格交通体系として、主要幹線道路および幹線的な公共交通網からなる都市の交通軸の検討を行う。設定にあたっては、静岡県版及び市町における地域公共交通計画や立地適正化計画等を踏まえたものとする。

イ 展開施策の提案

将来的に整備を目指すべき交通施設や実施すべき交通需要管理施策の位置、規模、サービス水準等について検討を行う。将来交通ネットワークの策定にあたっては、都市計画道路の見直しにも配慮したネットワークを検討することとする。

また、都心や拠点など優先的に施策に取り組むべき地区については、地区別に推進すべき都市交通の戦略について検討を行い、新たな交通施策等の提案を行う。

ウ 将来ビジョン交通需要推計

5-(3)-ア、イをもとに、交通需要推計モデルを用いて将来交通需要の推計を行い、将来道路ネットワークデータにて交通量配分を行う。

なお、将来ビジョン交通需要推計については平日の交通行動モデルを用いることを基本とする。

6 モニタリング手法の検討

次年度以降の進捗管理に向けて、評価指標の設定やモニタリング方法等を検討する。なお、運用方法については、既存の協議会の活用なども含めて検討する。

7 PR の実施

(1) 協議会ホームページの更新

前年度業務により作成済みである HP を引き継ぎ、協議会の開催状況や別途作成するニューズレターやパンフレットの素材などを活用し、ホームページの更新を行う。

なお、ホームページについては、前年度業務により作成済みであり、前年度の HP を引き継ぐものとし、本業務完了後静岡県 HP に引き継ぐため、掲載情報のデータ等を調整するものとする。なお、静岡県 HP へは CMS 内に直接取り込むことができないため留意すること。

(2) ニューズレターの作成

現況及び将来分析結果について1回作成し、協議会ホームページへ掲載する。

8 とりまとめ報告書の作成

令和4年度及び令和5年度の調査も含め、一連の検討結果を整理するためにとりまとめ報告書（実態調査編、現況・将来分析編、ビジョン・施策編）を作成する。

- ・ とりまとめ報告書 実態調査編 (A4版) 2部 (ドッチファイル仕様)
- ・ とりまとめ報告書 現況・将来分析編 (A4版) 2部 (ドッチファイル仕様)
- ・ とりまとめ報告書 ビジョン・施策編 (A4版) 2部 (ドッチファイル仕様)
- ・ 3か年の調査結果をまとめた概要書 (A4版冊子) 90部
- ・ 3か年の調査結果をまとめた電子媒体 (CD-R 又は DVD-R) 9部
- ・ 計画図面・配分図面集 (A3版) 11部

9 委員会等の開催運営

調査を行うに際し、委員会、幹事会、事務局会議を設置し、この運営に関する事務（運営に係る資料作成、議事録作成等含む）を行う。（委員会、幹事会、事務局の構成については、別表1のとおり）その他、学識者等への事前説明に参加するとともに、打合せのための資料作成、議事録作成等を行う。なお、委員会等については、WEB併用を基本とする。WEB会議用の機材については、発注者と協力して用意するものとする。

- ① 委員会：調査全体に関わる基本方針や重要事項等の決定及び下部組織による調査報告の承認を行う。委員会は3回（現況分析・趨勢分析・シナリオ案等、シナリオ分析・ビジョン骨子、ビジョン（案））開催し、学識者2名程度を想定している。
- ② 幹事会：下部組織における検討事項について協議を行い、その結果を上部組織に報告し、下部組織に対し必要な指示を行う。幹事会は委員会と同様、3回開催する。
- ③ 事務局会議：調査の企画、研究、実施に関する検討協議を行い、事務局会議は委員会、幹事会と同様、3回開催する。

また、本業務において、委員である学識者2名への旅費、報酬の支払いを含む（支払額は「特別職の職員等の給与等に関する条例」に準じて発注者が定める。）なお、委員会の開催時期の目安は別表2、学識者の旅費・報酬の積算額は別表3に示すとおりとする。

なお、委員会の会場及び必要な機材については、受注者が確保し、幹事会、事務局会議については、県及び市の会議室を発注者が確保して実施することを基本とする。（業務の進捗によっては、委員会と幹事会を合同で開催することも可能とする。）

10 打合せ協議

協議会に諮るための調査の方針案や提案事項等をまとめるため、担当者による打合

せ協議を行なう。打合せの回数は、受注時 1 回、中間 1 回、納品時 1 回程度を基本とし、必要に応じて関係市町の担当者を含めるものとする。

1 1 報告書作成

成果品は下記のとおりとする。

- ・ 報告書 調査成果品 (A4 版) 2 部 (ドッチファイル仕様)
- ・ 電子媒体 (CD-R 又は DVD-R) 2 部
- ・ とりまとめ報告書 1 式
- ・ その他監督員が指示するもの 1 式

第 3 章 通則

第 7 条 (貸与資料)

貸与資料は以下のとおり、過年度の資料等を貸与する。

- ・ 令和元年度中遠広域都市計画区域外都市計画基礎調査手法検討業務委託報告書
- ・ 西遠都市圏総合都市体系調査予備調査委員会資料
- ・ 令和 4 年度 西遠都市圏総合都市交通体系調査業務委託報告書
- ・ 令和 5 年度 西遠都市圏総合都市交通体系調査業務委託報告書

第 8 条 (業務遂行上の留意事項)

- 1 本業務の遂行にあたり、疑義の生じた場合には速やかに発注者と協議すること、また、本仕様書に変更が生じた場合には、協議の上、必要な変更を行うものとする。
- 2 本業務の遂行にあたり、庁内関係各課及び関係市町との連絡調整を図るため、必要に応じて開催される検討会等には、円滑な運営が図られるよう協力するものとする。
- 3 本業務の内容について、発注者の許可を得ずに公開することはできないものとする。また、本業務の成果品、調査に用いた実態調査データ、調査票、データファイル等は発注者の承諾を受けずに公表又は貸与してはならない。
- 4 完了検査に際しては、あらかじめ成果及び関係資料を整備し、管理技術者の立会いを受けるものとする。なお、発注者は本業務の実施の途中において、必要に応じ、中間段階における成果の報告を求めることができるものとする。

第 9 条 (個人情報の保護)

受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」及び静岡県土木設計業務等共通仕様書第 1131 条個人情報の取り扱いを遵守しなければならない。なお、受託者は、本業務で扱う実態調査のデータが個人を特定できる情報に該当することを念頭に業務を遂行するものとする。

別表1 委員会・幹事会・事務局 構成名簿（予定）

所 属	委 員	幹 事	事 務 局
埼玉大学大学院 理工学研究科	◎ 教授 久保田 尚	—	—
南山大学 総合政策学部	教 授 石川 良文	—	—
国土交通省 国土技術政策総合研究所 都市研究部	都市施設研究室長	都市施設研究室研究官	—
国土交通省 中部地方整備局	企画部広域計画課長	広域計画課長補佐	—
	建設部都市整備課長	都市整備課長補佐	—
	浜松河川国道事務所長	計画課長	—
国土交通省 中部運輸局	交通政策部交通企画課長	交通企画課長補佐	—
	静岡運輸支局長	首席運輸企画専門官	—
中日本高速道路株式会社 東京支社 総務企画部	企画調整課長	企画調整課長代理	—
東海旅客鉄道株式会社 総合企画本部 企画開発部	担当課長	副長	—
遠州鉄道株式会社	取締役運輸事業本部長	運輸事業部長	—
浜松バス株式会社	代表取締役社長	運輸業務課長	—
天竜浜名湖鉄道株式会社	代表取締役社長	営業部長	—
しずてつジャストライン株式会社	常務取締役	取締役運行企画部長兼 輸送計画室長	—
秋葉バスサービス株式会社	取締役社長	支配人	—
浜松商工会議所	専務理事	会員共済課長	—
静岡県商工会連合会	専務理事	事務局長	—
静岡県警察本部	交通部交通企画課長	理事官	—
	交通部交通規制課長	管理官	—
静岡県	交通基盤部道路局長	道路企画課長	計画班長
	交通基盤部都市局長	○ 都市計画課長	施設計画班長
		地域交通課長	地域交通班長
		街路整備課長	街路整備班長
—	浜松土木事務所次長	浜松土木事務所 企画検査課長	浜松土木事務所 都市計画課長
	袋井土木事務所次長	袋井土木事務所 企画検査課長	袋井土木事務所 都市計画課長
浜松市	都市整備部長	交通政策課長	交通計画グループ長
		都市計画課長	計画グループ長
	土木部長	道路企画課長	企画グループ長
磐田市	建設部長	都市計画課長	都市計画グループ長
掛川市	都市建設部長	都市政策課長	計画・土地利用係長
袋井市	都市建設部長	都市計画課長	主幹兼調整室長
湖西市	都市整備部長	都市計画課長	課長代理
菊川市	建設経済部長	都市計画課長	主幹兼都市計画係長
森町	建設課長	建設課長補佐	都市計画係長
	◎ 委員長	○ 幹事長	

別表 2

(委員会の開催時期の目安)

回次	開催時期	審議予定内容
第1回	令和6年 9月頃	現況分析、すう勢分析、シナリオ案等
第2回	令和6年 12月頃	シナリオ分析、ビジョン骨子等
第3回	令和7年 3月頃	ビジョン案等

別表 3

(旅費・報酬額)

役職	旅費 (税込) (円/回)	報酬費 (税込) (円/回)	計 (円/ 回)	開催回数 (回) 委員会	合 計 (税込) (円)
委員長	19,400 円	12,000 円	31,400 円	3	94,200 円
委員	11,840 円	11,100 円	22,940 円	3	68,820 円
計			54,340 円		163,020 円

※開催地は浜松駅周辺の予定。

(参考：税抜 163,020/1.1=148,200 円)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、この契約による委託業務（以下「本件委託業務」という。）を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第3条 受注者は、本件委託業務における個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面（業務計画書等）によりあらかじめ、発注者に報告しなければならない。責任者及び業務従事者を変更する場合も、同様とする。

2 責任者は、本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

3 業務従事者は、責任者の指示に従い、本件特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(教育の実施)

第4条 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他本件委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、業務従事者全員に対して実施しなければならない。

(秘密保持)

第5条 受注者は、本件委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 受注者は、本件委託業務に関わる責任者及び業務従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第6条 受注者は、本件委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第7条 受注者は、発注者が同意した場合を除き、個人情報の取扱いを自ら行うこととし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 受注者は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を発注

者に提出して発注者の同意を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
 - (2) 再委託で取り扱う個人情報
 - (3) 再委託の期間
 - (4) 再委託が必要な理由
 - (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
 - (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
 - (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
 - (8) 再委託の相手方の監督方法
- 3 前項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。
- 4 受注者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 受注者は、本件委託業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に報告しなければならない。
- 6 再委託した事務をさらに委託すること（以下「再々委託」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。
- 7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、受注者はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の同意を得なければならない。
- (1) 再々委託を行う業務の内容
 - (2) 再々委託で取り扱う個人情報
 - (3) 再々委託の期間
 - (4) 再々委託が必要な理由
 - (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
 - (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
 - (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
 - (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法
- 8 受注者は、発注者の同意を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、発注者に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（取得の制限）

第8条 受注者は、本件委託業務を処理するため個人情報を取得する場合は、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法に

より取得しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第9条 受注者は、発注者の同意がある場合を除き、本件委託業務の履行により知り得た個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第10条 受注者は、発注者の同意がある場合を除き、本件委託業務を処理するため発注者から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の安全管理)

第11条 受注者は、本件委託業務を処理するため収集、作成した個人情報又は発注者から提供された資料に記録された個人情報を漏えい、紛失、き損又は滅失(以下「漏えい等」という。)することのないよう、当該個人情報の安全な管理に努めなければならない。

- 2 受注者は、発注者から本件委託業務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受けた場合は、発注者に受領書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、第1項の個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を特定し、あらかじめ発注者に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。なお、個人情報を電子データとしてサーバーに保管し、テレワーク等により外部で作業を行う場合は、セキュリティ対策等適切な対策を講じなければならない。
- 4 受注者は、発注者が同意した場合を除き、第1項の個人情報を作業場所から持ち出してはならない。
- 5 受注者は、第1項の個人情報を運搬する場合は、その方法(以下「運搬方法」という。)を特定し、あらかじめ発注者に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 受注者は、業務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。
- 7 受注者は、本件委託業務を処理するために使用するパソコンや記録媒体(以下「パソコン等」という。)を台帳で管理するものとし、発注者が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。なお、テレワーク等によりパソコン等を持ち出し外部で作業を行う場合は、セキュリティ対策等適切な対策を講じなければならない。
- 8 受注者は、本件委託業務を処理するために、作業場所に私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物等を持ち込んで使用してはならない。
- 9 受注者は、本件委託による業務を処理するパソコン等に、個人情報の漏えい等につながるおそれがある業務に関係のないアプリケーションをインストールしてはならない。
- 10 受注者は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定める

ところにより管理しなければならない。

- (1) 個人情報、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
- (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
- (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
- (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複製又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。
(返還、廃棄又は消去)

第12条 受注者は、本件委託業務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者自ら作成し若しくは取得した個人情報について、本件委託業務完了時に、発注者の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 受注者は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 受注者は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 受注者は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を発注者に提出しなければならない。
- 5 受注者は、廃棄又は消去に際し、発注者から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(事故発生時の対応)

第13条 受注者は、本件委託業務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により発注者に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 受注者は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
- 3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(立入調査等)

第14条 発注者は、本件委託業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必

要があると認めるときは、受注者に報告を求めると及び受注者の作業場所を立入調査することができるものとし、受注者は、発注者から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第15条 発注者は、受注者が本件特記事項に定める義務を果たさない場合は、本件委託業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第16条 受注者は、本件特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。